地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業(令和3年度)

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。 令和3年度においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

· 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

70,747千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

696,513千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

【正五水平・柱真でツ西正五水平地水で女)の柱真】 (十四・111)				
事業名	事業費	財源内訳		一般財源の
		特定財源	一般財源	うち交付金
国民健康保険事業	55, 836	28, 797	27, 039	70, 747
介護保険事業	177, 510	16, 335	161, 175	
後期高齢者医療保険事業	52, 445	40, 452	11, 993	
障害者相談支援事業	6, 979	0	6, 979	
重度心身障害児(者)医療事業	19, 017	12, 148	6, 869	
障害者自立支援事業	136, 671	106, 237	30, 434	
中山間地域介護サービス事業	6, 025	3, 650	2, 375	
訪問入浴介護事業	3, 482	0	3, 482	
私立保育所運営事業	207, 464	141, 534	65, 930	
予防接種事業	11, 531	1, 313	10, 218	
総合健診事業	13, 317	957	12, 360	
母子保健事業	6, 236	852	5, 384	
合 計	696, 513	352, 275	344, 238	70, 747